

四半期報告書

(第92期第2四半期)

自 平成28年6月1日

至 平成28年8月31日

スター精密株式会社

第92期第2四半期（自平成28年6月1日 至平成28年8月31日）

四半期報告書

- 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成28年10月13日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

スター精密株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) ライツプランの内容	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	14
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	18
四半期連結損益計算書	18
四半期連結包括利益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月13日
【四半期会計期間】	第92期第2四半期（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）
【会社名】	スター精密株式会社
【英訳名】	STAR MICRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤 肇
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	静岡(054)263-1111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 佐藤 衛
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
【電話番号】	静岡(054)263-1111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 佐藤 衛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第2四半期 連結累計期間	第92期 第2四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日	自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日
売上高 (千円)	27,173,444	22,979,557	54,457,966
経常利益 (千円)	2,471,403	1,483,175	5,206,334
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益 (千円)	1,856,495	1,060,743	3,720,836
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,122,024	△2,790,188	1,867,506
純資産額 (千円)	51,361,997	41,277,475	50,199,448
総資産額 (千円)	69,841,178	63,428,023	67,827,939
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	43.92	26.26	87.98
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	43.75	24.73	87.69
自己資本比率 (%)	72.3	64.0	72.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△360,659	1,332,521	3,106,506
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	260,611	△72,319	△1,073,562
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,216,118	1,370,095	△2,179,964
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	14,154,429	15,940,321	14,869,927

回次	第91期 第2四半期 連結会計期間	第92期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日	自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	25.03	10.60

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における経済情勢は、米国経済は回復基調で推移し、欧州も緩やかな回復が続きました。アジアにおいては、中国の景気は緩やかな減速が続きましたが、東南アジアでは一部持ち直しの動きもみられました。わが国においては、景気は緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの主要関連市場におきましては、特機事業におけるPOS関連市場で需要は回復傾向で推移しましたが、工作機械市場および精密部品に関する市場では、需要は伸び悩みました。

なお、当第2四半期連結累計期間における為替レートは、前年同期に比べ米ドル、ユーロともに円高水準で推移しました。

このような状況のなか、当第2四半期連結累計期間の売上高は、工作機械および精密部品の販売が減少したことに加え、円高の影響もあり、229億7千9百万円(前年同期比15.4%減)となりました。利益につきましては、営業利益は18億6百万円(同36.7%減)、経常利益は14億8千3百万円(同40.0%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は10億6千万円(同42.9%減)と大幅な減少となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(特機事業)

小型プリンターでは、米国市場は円高の影響があったものの、販売代理店の在庫調整が一巡し売上は増加しました。欧州市場は市況は回復傾向で推移し、アジア市場も堅調に推移しましたが、円高の影響があり売上は減少しました。国内市場はmPOS向けの販売が好調に推移し、売上は大幅に増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は56億1千3百万円(前年同期比4.0%増)、営業利益は8億1百万円(同25.8%増)と増収増益となりました。

(工作機械事業)

CNC自動旋盤では、欧米を中心に円高の影響を受けるなか、米国市場は主力の医療関連は堅調に推移しましたが、その他は伸び悩み売上は減少しました。欧州市場は東欧などの新興国や、ドイツなどの主要国でも販売が伸び悩んだことから、売上は大幅に減少しました。アジア市場は中国での販売は堅調に推移しましたが、その他の地域が落ち込んだことから、売上は減少しました。国内市場も設備投資に慎重な姿勢がみられ、売上は大幅に減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は151億8千6百万円(前年同期比21.1%減)となり、営業利益は19億9千6百万円(同32.9%減)と大幅な減少となりました。

(精密部品事業)

時計部品は、腕時計メーカーの生産調整の影響もあり、売上は減少しました。非時計部品は、自動車部品の減少や、HDD部品が需要減少の影響を受けたことなどにより、売上は大幅に減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は21億7千9百万円(前年同期比14.1%減)となり、営業利益は1億6千3百万円(同54.7%減)と大幅な減少となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末は全体に為替の影響を受けるなか、資産は、売上債権や有形固定資産などが減少したことにより、前期末に比べ43億9千9百万円減少の634億2千8百万円となりました。負債は、流動負債のその他などが減少したものの、新株予約権付社債の発行により、前期末に比べ45億2千2百万円増加の221億5千万円となりました。純資産は、自己株式の取得や為替換算調整勘定の減少などにより、前期末に比べ89億2千1百万円減少の412億7千7百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、営業活動で13億3千2百万円の収入、投資活動で7千2百万円の支出、財務活動で13億7千万円の収入となり、これらに現金及び現金同等物に係る換算差額を加え、前期末に比べ10億7千万円増加の159億4千万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動では、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などにより、法人税等の支払いなどがあったものの、13億3千2百万円の収入(前年同期は3億6千万円の支出)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動では、短期投資の純増減額による収入などがあったものの、有形固定資産の取得による支出などにより、7千2百万円の支出(前年同期は2億6千万円の収入)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動では、新株予約権付社債の発行による収入で自己株式の取得を行い、また、配当金の支払いなどもあり、13億7千万円の収入(前年同期は12億1千6百万円の支出)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は10億2千2百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	158,000,000
計	158,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成28年8月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成28年10月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,033,234	47,033,234	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	47,033,234	47,033,234	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第10回通常型新株予約権

決議年月日	平成28年5月26日
新株予約権の数（個）	1,680（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	168,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1,289（注）3
新株予約権の行使期間	平成30年6月29日～平成34年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,289 資本組入額 645
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

②第3回株式報酬型新株予約権

決議年月日	平成28年5月26日	
新株予約権の数(個)	362(注)1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,200(注)2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1
新株予約権の行使期間	平成28年6月13日～平成58年6月12日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	988(注)7
	資本組入額	494
新株予約権の行使の条件	(注)8	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、100株である。

- 2 新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

- 3 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

なお、割当日後に当社が合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 6 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定する。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得に関する事項次に準じて決定する。
 - ①新株予約権者が上記(注)4による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約もしくは会社分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認(株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額1円を合算している。なお、新株予約権の払込金額については、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。
- 8 (1) 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役および執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日(10日目が当社の休業日に当たる場合には翌営業日)までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、上記(1)に拘わらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過するまでの間かつ行使期間内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
- 9 当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前における残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付するこ

ととする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注)8に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項
 - ①新株予約権者が上記(注)8による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約もしくは会社分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認(株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成28年5月31日
新株予約権の数(個)	800(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,719,764(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,695(注)3
新株予約権の行使期間	(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,695 資本組入額 848(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1 本社債の額面金額10百万円につき1個である。

2 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3 (1) 各新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,695円とする。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4 2016年6月30日から2021年6月2日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。ただし、①当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2021年6月2日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づ

く振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
(2) 2021年3月15日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、当社の(イ)2017年5月31日までに終了する各四半期会計期間の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超えた場合、または(ロ)2017年6月1日以降に開始する各四半期会計期間の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期会計期間の初日から末日(ただし、2021年3月1日に開始する四半期会計期間に関しては、2021年3月15日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①および②の期間は適用されない。
①当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
②当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注)4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
- 7 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継および交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および/または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
①新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
②新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
③新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(イ)または(ロ)に従う。なお、転換価額は上記(注)3(3)と同様の調整に服する。
(イ) 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
(ロ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等

の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(注)4記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(注)6(2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年6月1日～ 平成28年8月31日	—	47,033,234	—	12,721,939	—	13,876,517

(6) 【大株主の状況】

平成28年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,242	6.89
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,517	5.35
株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	静岡県静岡市葵区呉服町1-10 (東京都港区浜松町2-11-3)	1,582	3.36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	1,111	2.36
シチズンホールディングス株式 会社	東京都西東京市田無町6-1-12	1,058	2.25
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3-11-1)	849	1.81
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2-15-1 品川インター シティA棟)	717	1.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE- HCR00 (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	704	1.50
鈴木 通	静岡県静岡市清水区	698	1.48
ザ バンク オブ ニューヨー ク 133522 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2-15-1 品川インター シティA棟)	581	1.24
計	—	13,061	27.77

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,242千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,517千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,111千株

- 2 平成28年5月16日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社三菱東京UFJ銀行	56千株	0.12%
三菱UFJ信託銀行株式会社	999千株	2.12%
三菱UFJ国際投信株式会社	511千株	1.09%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	60千株	0.13%
三菱UFJアセット・マネジメント(UK)	272千株	0.58%
	1,899千株	4.04%

- 3 平成28年6月22日付で株式会社みずほ銀行から変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
みずほ証券株式会社	121千株	0.26%
みずほ信託銀行株式会社	722千株	1.54%
	844千株	1.80%

- 4 平成28年7月6日付で野村証券株式会社から変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
野村証券株式会社	2,922千株	5.87%
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1,422千株	2.78%
野村アセットマネジメント株式会社	2,576千株	5.48%
	6,921千株	12.81%

(注) 上記の保有株券等の数には、新株予約権付社債券の保有に伴う保有潜在株券等の数が含まれておりません。

- 5 平成28年8月19日付で三井住友信託銀行株式会社から変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
三井住友信託銀行株式会社	1,030千株	2.19%
日興アセットマネジメント株式会社	835千株	1.78%
	1,866千株	3.96%

- 6 当社は、自己株式8,803千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合18.72%)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,803,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 38,187,200	381,872	—
単元未満株式	普通株式 42,234	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	47,033,234	—	—
総株主の議決権	—	381,872	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」には証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) スター精密株式会社	静岡市駿河区中吉田 20番10号	8,803,800	—	8,803,800	18.72
計	—	8,803,800	—	8,803,800	18.72

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,584,766	16,575,156
受取手形及び売掛金	14,148,684	12,441,278
有価証券	301,160	99,380
商品及び製品	11,871,096	11,522,436
仕掛品	3,772,759	3,510,368
原材料及び貯蔵品	2,201,478	1,759,204
繰延税金資産	231,428	169,968
その他	2,365,220	1,666,267
貸倒引当金	△109,384	△85,355
流動資産合計	50,367,208	47,658,704
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,179,627	5,511,352
機械装置及び運搬具（純額）	4,052,406	3,411,815
工具、器具及び備品（純額）	1,021,529	802,108
土地	2,999,949	2,937,384
リース資産（純額）	53,517	67,689
建設仮勘定	52,713	72,338
有形固定資産合計	14,359,743	12,802,689
無形固定資産		
その他	673,434	643,675
無形固定資産合計	673,434	643,675
投資その他の資産		
投資有価証券	1,912,419	1,824,970
繰延税金資産	146,967	144,825
その他	368,213	353,194
貸倒引当金	△47	△36
投資その他の資産合計	2,427,552	2,322,953
固定資産合計	17,460,730	15,769,319
資産合計	67,827,939	63,428,023

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,804,973	4,287,802
電子記録債務	2,511,916	2,407,280
短期借入金	2,000,000	1,500,000
リース債務	18,148	22,831
未払法人税等	257,059	204,818
賞与引当金	813,189	803,271
役員賞与引当金	—	21,000
その他	5,201,922	2,912,479
流動負債合計	15,607,209	12,159,484
固定負債		
新株予約権付社債	—	8,076,000
リース債務	38,838	49,828
退職給付に係る負債	1,725,856	1,635,736
その他	256,586	229,498
固定負債合計	2,021,281	9,991,063
負債合計	17,628,491	22,150,547
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,721,939	12,721,939
資本剰余金	13,922,484	13,922,484
利益剰余金	27,805,388	27,892,771
自己株式	△4,479,040	△9,479,325
株主資本合計	49,970,771	45,057,870
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	182,235	137,105
為替換算調整勘定	1,396	△3,805,633
退職給付に係る調整累計額	△874,110	△818,820
その他の包括利益累計額合計	△690,478	△4,487,348
新株予約権	151,832	183,904
非支配株主持分	767,323	523,049
純資産合計	50,199,448	41,277,475
負債純資産合計	67,827,939	63,428,023

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
売上高	27,173,444	22,979,557
売上原価	16,856,604	14,125,022
売上総利益	10,316,840	8,854,535
販売費及び一般管理費	※1 7,463,767	※1 7,047,912
営業利益	2,853,072	1,806,622
営業外収益		
受取利息	87,832	61,504
受取配当金	36,350	26,788
受取賃貸料	48,637	38,329
売電収入	8,085	8,393
雑収入	49,011	87,821
営業外収益合計	229,917	222,837
営業外費用		
支払利息	4,989	3,509
賃貸収入原価	17,543	12,853
為替差損	580,978	478,912
売電費用	6,832	6,026
雑損失	1,242	44,982
営業外費用合計	611,587	546,284
経常利益	2,471,403	1,483,175
特別利益		
固定資産売却益	2,275	1,837
投資有価証券売却益	266,833	—
特別利益合計	269,109	1,837
特別損失		
固定資産処分損	5,584	3,577
特別損失合計	5,584	3,577
税金等調整前四半期純利益	2,734,928	1,481,436
法人税、住民税及び事業税	755,432	458,579
法人税等調整額	57,935	△86,971
法人税等合計	813,367	371,607
四半期純利益	1,921,560	1,109,828
非支配株主に帰属する四半期純利益	65,065	49,084
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,856,495	1,060,743

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)
四半期純利益	1,921,560	1,109,828
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△117,286	△45,129
為替換算調整勘定	307,314	△3,864,564
退職給付に係る調整額	5,289	55,290
持分法適用会社に対する持分相当額	5,146	△45,613
その他の包括利益合計	200,464	△3,900,017
四半期包括利益	2,122,024	△2,790,188
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,044,504	△2,736,125
非支配株主に係る四半期包括利益	77,519	△54,063

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,734,928	1,481,436
減価償却費	1,071,179	1,043,429
投資有価証券売却損益 (△は益)	△266,833	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△6,298	△7,617
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△239,754	△34,523
受取利息及び受取配当金	△124,182	△88,292
支払利息	4,989	3,509
有形固定資産売却損益 (△は益)	△2,275	△1,837
有形固定資産処分損益 (△は益)	5,584	3,577
売上債権の増減額 (△は増加)	△729,196	△238,125
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△910,659	△316,310
仕入債務の増減額 (△は減少)	△777,858	743,020
その他	△313,607	△669,459
小計	446,014	1,918,806
利息及び配当金の受取額	126,703	91,183
利息の支払額	△4,865	△1,985
法人税等の還付額	79,774	18,296
法人税等の支払額	△1,008,286	△693,778
営業活動によるキャッシュ・フロー	△360,659	1,332,521
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期投資の純増減額 (△は増加)	967,452	392,840
有価証券の取得による支出	△300,000	△100,000
有価証券の売却による収入	300,000	300,000
有形固定資産の取得による支出	△1,086,616	△522,551
有形固定資産の売却による収入	5,890	8,358
投資有価証券の取得による支出	△4,017	△29,091
投資有価証券の売却による収入	638,716	—
定期預金の預入による支出	△109,500	△157,500
定期預金の払戻による収入	127,750	141,750
その他	△279,063	△106,125
投資活動によるキャッシュ・フロー	260,611	△72,319
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△500,000
新株予約権付社債の発行による収入	—	8,058,807
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△10,999	△11,925
自己株式の取得による支出	△911	△5,014,071
自己株式の処分による収入	68,783	—
配当金の支払額	△1,053,117	△972,505
非支配株主への配当金の支払額	△219,873	△190,210
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,216,118	1,370,095
現金及び現金同等物に係る換算差額	157,070	△1,559,903
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,159,095	1,070,394
現金及び現金同等物の期首残高	15,313,525	14,869,927
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ ₁ 14,154,429	※ ₁ 15,940,321

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)
給料及び手当	2,464,761千円	2,374,141千円
賞与引当金繰入額	553,155	476,745
退職給付費用	72,992	109,046
役員賞与引当金繰入額	37,000	21,000
貸倒引当金繰入額	△5,993	△7,617

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)
現金及び預金四半期末残高	14,404,094千円	16,575,156千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△644,464	△634,835
流動資産 その他	394,800	—
現金及び現金同等物	14,154,429	15,940,321

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年3月1日至平成27年8月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	1,055,666	25.00	平成27年2月28日	平成27年5月29日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年9月30日 取締役会	普通株式	972,931	23.00	平成27年8月31日	平成27年11月10日	利益剰余金

3 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年8月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	973,360	23.00	平成28年2月29日	平成28年5月27日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年9月29日 取締役会	普通株式	917,506	24.00	平成28年8月31日	平成28年11月10日	利益剰余金

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成28年5月31日開催の取締役会決議に基づき、自己株式4,090,300株の取得を行いました。この結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が4,999,905千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が9,479,325千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年3月1日至平成27年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	特機事業	工作機械 事業	精密部品 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,396,766	19,238,419	2,538,259	27,173,444	—	27,173,444
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	5,396,766	19,238,419	2,538,259	27,173,444	—	27,173,444
セグメント利益	637,577	2,976,560	359,874	3,974,012	△1,120,940	2,853,072

(注)1 セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。全社費用の主なものは、当社の本社管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	特機事業	工作機械 事業	精密部品 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,613,094	15,186,760	2,179,703	22,979,557	—	22,979,557
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	5,613,094	15,186,760	2,179,703	22,979,557	—	22,979,557
セグメント利益	801,764	1,996,517	163,013	2,961,294	△1,154,672	1,806,622

(注)1 セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。全社費用の主なものは、当社の本社管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	43円92銭	26円26銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	1,856,495	1,060,743
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	1,856,495	1,060,743
普通株式の期中平均株式数(株)	42,269,988	40,394,740
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	43円75銭	24円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	△11,620
(うち受取利息(税額相当額控除後))(千円)	—	(△4,000)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))(千円)	—	(△7,620)
普通株式増加数(株)	163,709	2,033,814
(うち新株予約権付社債)(株)	—	(1,975,119)
(うち新株予約権)(株)	(163,709)	(58,695)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第9回通常型新株予約権(株式の数154,000株)	第8回通常型新株予約権(株式の数181,000株) 第10回通常型新株予約権(株式の数168,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年9月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………917,506千円

(ロ) 1株当たりの金額……………24円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成28年11月10日

(注) 平成28年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月7日

スター精密株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 裕史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢 志 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスター精密株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年6月1日から平成28年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年3月1日から平成28年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スター精密株式会社及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。